

水と緑と人が光り輝くまちづくり

旭川市 緑の基本計画
(改定版)



旭川市緑の基本計画とは

■緑の基本計画策定の背景と目的

旭川市では、昭和59年(1984年)に各種緑化施策の指針となる「旭川圏緑のマスタープラン」を策定し、次いで、昭和62年(1987年)に「グリーン旭川21計画」、平成4年(1992年)には「旭川市総合緑化計画」を策定して、緑地の保全及び緑化の推進に努めてきました。

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく法定計画として、これらの緑化計画制度を発展的に継承し、旭川市の緑の現状や将来像を見据え、緑に関する総合計画として平成8年(1996年)策定されたものです。

※都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

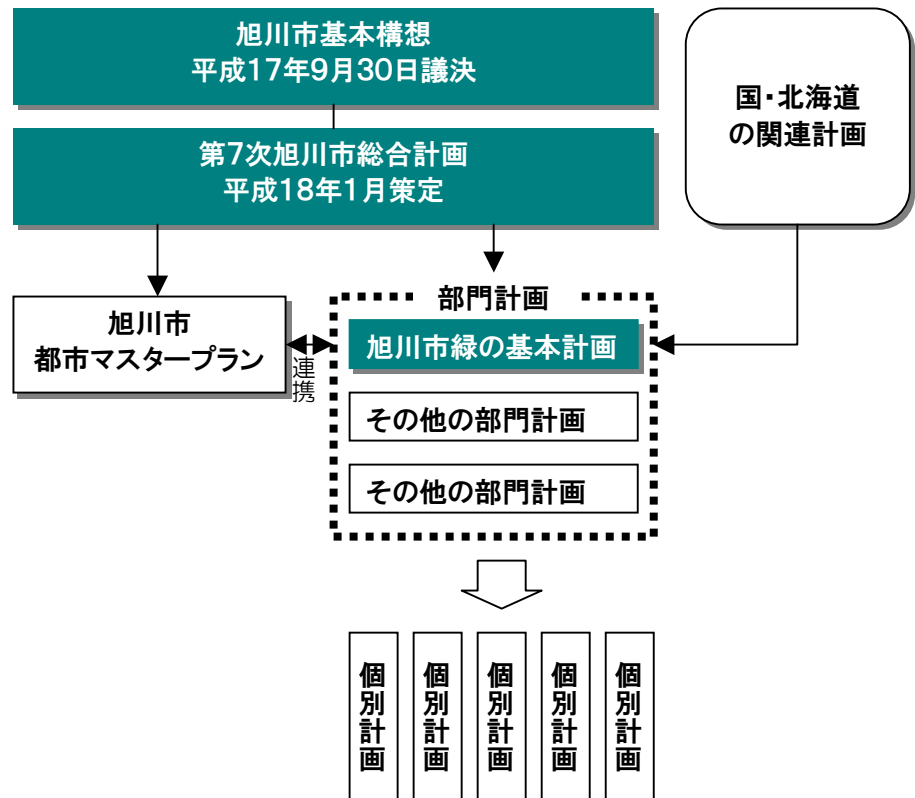
■緑の基本計画(改定版)の位置づけ

旭川市緑の基本計画(改定版)は、平成27年度(2015年度)を目標年次とする「第7次旭川市総合計画」を具体化する部門別計画のひとつと位置づけられるものです。

※第7次旭川市総合計画

旭川市基本構想に示された目指すべき都市像を具体化するための取り組みの方向を体系的に示した行政運営の基本となる計画。平成27年度を目標年次としている。

本緑の基本計画では、この考え方を具体化する部門計画として、総合計画に示された11の重点目標に関連する主要な施策を施策の体系の中で位置づけている。



※都市マスタープラン

都市計画法に定められた都市計画区域を有する市町村が定めなければならない都市計画に関する基本的な方針。

■緑の基本計画の特徴

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」は、都市緑地法に基づき、市町村が、緑の現状や緑に対する多様なニーズをふまえ、公有民有を問わず、緑を幅広くとらえ、将来を展望し、総合的な緑に関するマスタープランとして策定されるものです。その特徴は以下の6つがあります。

- ①法律に根拠をおく計画制度であること
- ②市町村の緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画であること
- ③総合行政を行う市町村がその自治事務として策定する計画であること
- ④計画の策定に際して住民意見の反映が義務づけられていること
- ⑤計画内容の公表が義務づけられていること
- ⑥緑に関する所管部署が、都市の緑に関する総合的な調整役となり、策定するマスタープランであること

■緑のはたらき

緑は、私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創出するために最も大きな要素の一つです。都市における緑の役割や機能は、大きく次の5つに区分することができます。



また、都市空間の緑は、このような機能的な役割以外にも、鑑賞作品や芸術のモチーフとなったり、コミュニティのシンボル、あるいは都市文化の成熟度の指針とされるなど、大きな意味を持っています。緑は、誇りと愛着のあるまちづくりにとって、不可欠なものです。

※中核市

指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく設けられた政令に基づく都市。指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務などを除いた、福祉、衛生、まちづくり等の事務を管掌する。

■緑の基本計画改定の背景

旭川市緑の基本計画は、平成8年度(1996年)に策定され、策定後10年が経過しています。本計画策定後、都市マスタープランや第7次総合計画の策定が行われたほか、平成12年(2000年)には、道内初の「中核市」に指定されています。

国においては、地方分権一括法(平成11年-1999年)に基づいて、平成12年(2000年)から都市計画は地方公共団体の自治事務となり、市町村へ大幅な権限委譲が実施されたほか、平成16年(2004年)に「景観法」の制定、「都市緑地法(旧都市緑地保全法)」の改正を始めとして、関係法制度の大幅な見直しが行われています。

一方、地方公共団体の財政状況の悪化や予想以上の少子高齢化の進行、経済状況の低迷などが緑の基本計画を改定の背景にあります。

■緑の基本計画改定の必要性

この10年の社会情勢の変化を受けて、本市における緑に関する課題にさらに積極的に対処し、法制度等の改正を踏まえ、より一層、総合的な施策の推進するため、次のような視点を重視しつつ、緑の基本計画を改定することが必要になっています。

- ・緑化重点地区の活用による総合的な緑化推進
- ・福祉のまちづくりとの連携強化
- ・自然環境の保全に関する事業の推進
- ・民間活力の導入による社会資本整備の検討
- ・防災の観点の強化
- ・都市の魅力の向上(景観事業などとの連携)
- ・長期計画との整合

■計画の目標年次

緑の基本計画は、策定された平成8年(1996年)から概ね20年後の平成27年(2015年)を目標年次としています。

これまでの10年の取り組みを踏まえ、今後10年間を目標に、緑の将来像を実現するように努めます。

■緑の基本計画の対象

緑の基本計画では、旭川市域の緑に関わるすべてことが対象となります。したがって、公共地の緑だけでなく私有地を含むすべての緑地の保全・緑化推進、公園緑地等の整備などが計画対象となります。

目次

01. 計画の目標と基本方針	
1. 緑の基本計画策定の基本視点	9
2. 旭川市の特徴	10
3. 旭川市の緑の課題	14
4. 旭川市のまちづくりの基本的な考え方	16
5. 旭川市の緑の将来像と計画の目標	17
6. 4つの基本方針	18
7. 施策の体系	22
8. 計画の目標水準	24
■計画のフレーム	24
■計画の総括目標水準	26
■計画の個別目標水準	27
02. 緑の配置方針	
1. 4つの系統による緑の配置	31
2. 環境保全上重要な緑の配置計画	32
3. レクリエーションに重要な緑の配置計画	34
4. 防災に重要な緑の配置計画	36
5. 景観に重要な緑の配置計画	38
6. 総合的な緑の配置計画	
■総合的な緑の配置	40
■緑の配置に基づく将来像	42
03. 施策別計画	
1. 緑の骨格をつくる	
■まちをとりまく緑の保全・活用	46
■広域的なつながりをもつ緑の形成	50
■まちを特徴づける主要道路の緑化推進	54
■まちの拠点・シンボルとなる緑の創出	55
■農地等の保全・活用	56
2. 緑をつなぐ	
■川のまちを活かした緑の創出	57
■まち並みを整え防災にも役立つ緑の形成	58
3. 緑をちりばめる	
■公園緑地の整備推進	59
■公共公益施設の緑化	61
■地域のシンボルとなる緑づくり	62
■地域を彩る花と緑の育成	63
■民有地の緑化	64
■水と緑のオアシスづくり	65
4. 緑を磨く	
■緑の魅力を引き出す管理・運営の推進	66
■冬の魅力づくり	67
■地域ぐるみの緑化と緑の管理の検討	68
■啓発活動の推進	69
04. 今後の重点施策	
1. これからの計画を推進する基本的な姿勢	73
2. 重点施策	
重点施策1: 多様な手法を用いた公園緑地整備の促進	76
重点施策2: 緑を保全・育生する制度の整備と総合的な運用	80
重点施策3: 関係部署・機関との連携の強化と実行	81
重点施策4: 災害に対処できる計画的、効果的な公園配置や機能分担の実施	82
重点施策5: 市民との協働による緑の保全・育生や公園緑地の利活用	84
重点施策6: 市民等との協働による情報の収集・発信の充実化	86
参考資料	